出産手当金を申請される方へ

出産手当金は健康保険組合での審査を経て支給の可否を決定します。

【手続き方法】

<table>
<tr><td>対象者</td><td>女性被保険者</td></tr>
<tr><td>支給対象</td><td>女性被保険者が出産のため仕事を休んだとき</td></tr>
<tr><td>給付期間</td><td>
支給日数
単胎： 産前42日、産後56日
多胎： 産前98日、産後56日

◆出産予定日に出産した場合、または出産予定日より早く出産した場合
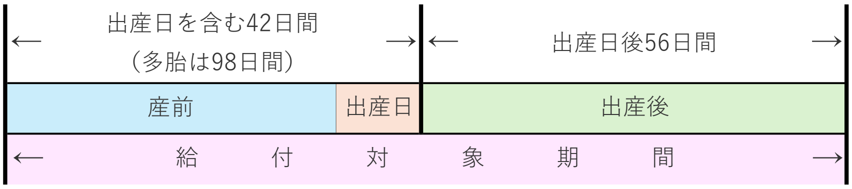

◆出産予定日より遅くに出産した場合
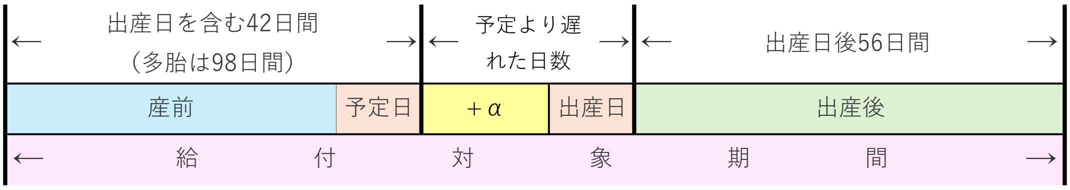

※ 出産日は産前になります。
※ 支給されるのは、上記期間のうち仕事を休んだ日数分です。
ただし、有給等で給与が支給されている場合、その分の手当金は減額または支給されません。
※ 出産予定日より遅い出産の場合、遅れた日数分は産前としてプラスされます。
</td></tr>
<tr><td>給付額</td><td>
傷病手当金
休業1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×2/3相当額
※ 被保険者期間が12ヵ月に満たない人は次の①、②のいずれか低い額になります。
①当該者の支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額平均額
②当組合の前年度9月30日時点における、全被保険者の標準報酬月額平均額
</td></tr>
<tr><td>申請方法</td><td>出産手当金支給申請書に医師または助産師の証明を記入してもらい会社へ提出</td></tr>
</table>

【注意事項】

下記の注意事項をご確認の上、申請してください。

1. 申請書の「被保険者が記入するところ」の記入漏れがないようお願いします。
2. 訂正したときは訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入の上、訂正者の氏名を記入してください。
3. 給付金の受領を代理人に委任するときは、「委任状」欄と「振込口座」欄ともに記入してください。

【補足事項】

● **出産手当金と傷病手当金を同時に受けられるとき**

傷病手当金と出産手当金を同時に受けられるようになったときは、出産手当金の支給が優先されます。
ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が傷病手当金として支給されます。